

平成 30 年度 事業報告

1. 会務報告

1) 水先人数

平成27年3月1日以来、伊勢三河湾水先区水先人会所属の水先人1名の派遣を受けている。平成30年1月1日より、畑水先人が和歌山下津水先区水先人会に入会し、主に同水先区にて水先業務に従事しており、当水先人会の専属水先人はゼロ名となった。

平成30年度末の水先人数は派遣支援水先人2名となっている。

2) 水先嚮導隻数

従来より尾鷲港に於ける水先嚮導船舶は火力発電所向け生焚原油積載タンカーであるが、本年度の入出港船は0隻であった。

即ち、

尾鷲港外に於ける航行	:	0 隻
尾鷲港への入港	:	0 隻
尾鷲港からの出港	:	0 隻
合計	:	0 隻 であった。

3) 年度中の諸会議

3)-1 部内会議

① 通常総会 平成30年5月7日、平成31年3月20日

② 臨時総会 開催無し

③ 入船前日安全・業務連絡・打ち合わせ会議

本年度は水先要請船の入港が無かった為、水先人のみによる打合せ会議を3回開催した。

④ 総合運営委員会 開催無し

⑤ 業務運営協議会 開催無し

3)-2 部外会議への出席

① 日本水先人会連合会 第一回通常総会 委任状出席

② 東海近畿地区水先業務連絡協議会 委任状出席

③ 日本水先人会連合会 第二回通常総会 委任状出席

2. 会則等の変更

1) 尾鷲水先人会会則

① 平成30年5月7日の第1回通常総会に於いて承認、同年5月15日中部運輸局長より認可を受け同日より施行。

② 平成31年3月20日の第2回通常総会に於いて承認、同年4月1日より施行。

3. 適正化事業等

1) 法人登記

- ① 会長重任の登記 平成30年5月8日、津地方法務局に於いて会長の重任の登記を申請し同日付登記された。
- ② 水先人会事務所移転の登記 平成31年4月5日、津地方法務局に於いて事務所移転の登記を申請し同日付登記された。

2) 公益法人会計基準に基づく経理処理体制

- ① 平成30年度期末監査 三重県鈴鹿市のクレド税理士法人の判治康文会計士により平成31年5月27日、伊勢市の松原会計事務所に於いて実施された。
- ② 経理顧問は引き続き松原智恵蔵税理士事務所(伊勢市)と締結した。

3) 水先業務品質管理基準に基づく業務監査

- ① 内部監査 平成30年7月25日および平成31年3月26日、実施した。
- ② 外部監査 専属水先人不在の為、実施無し。

4) 乗下船安全キャンペーン及び安全運航強調月間

水先要請船舶の入港は無き為、特に実施無し。

5) 水先人会の公開情報

改正水先法による水先会の情報公開義務については昨年度同様、日本水先人会連合会のホームページで対処することとした。

6) 法定身体検査

専属水先人が不在の為、実施無し。

7) 運輸局による水先人会立入検査

本年度は無かった。次年度が実施年となる。

4. その他

尾鷲水先区の複数免許を取得済の伊勢三河湾水先人会所属の岩本水先人及び和歌山下津水先人会所属の畑水先人が派遣水先人として引き続き本年度も就業した。数年先に尾鷲水先区の廃止方針が決定されたので、後継水先人の確保の為の活動を休止している。

以上